

防水スプレー等の安全対策

＜協議会での検討対象＞

衣服・布・皮革の撥水、防汚、紫外線防止、静電防止等を目的に、フッ素樹脂、シリコン樹脂をエアゾールスプレーにより噴霧して塗布する家庭用防水スプレー製品及び衣料（繊維）用スプレー製品（以下「防水スプレー等」）の吸入事故を防止するための安全対策を検討対象とした。

1 事事故事例等（報告書 p.1～）

＜東京都が把握した事事故事例＞

過去5年間（2015～2019年）の防水スプレー等の吸入事故事例

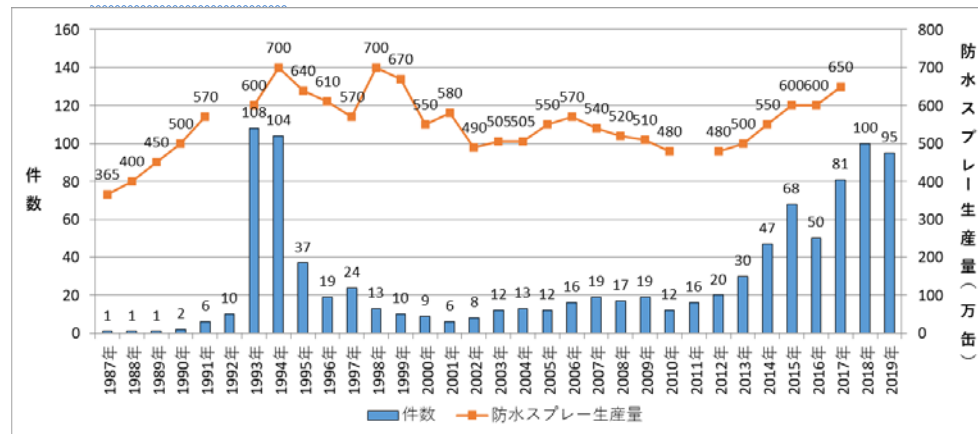
- ・日本中毒情報センター(JPIC)への相談事例 394件
- ・東京消防庁救急搬送事例 18件 計 412件

＜日本中毒情報センターへの相談事例＞

[件数の推移]

相談件数は1993年から1994年に急増し、その後急減し、2013年以降また増加している。

ポイント 各年の件数と製造量とを比べると、製造量が相談件数と関連しているとは言えない。



※ 記載がない、または未公表の数値は欠測

[事故の分析]

厚生労働省「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」において、日本中毒情報センターへ寄せられた防水スプレー等の吸入事故等を分析

- ・多い年代 : 30代、年度によっては20・40代
- ・使用スプレー : 靴用が半数近く、次いで衣類用、衣類・靴両用
- ・使用場所 : 屋内・車内が5・6割。屋外での事例もあり
- ・使用状況 : 換気不十分、風下からの散布、人の近辺で使用 など

＜東京消防庁救急搬送事例＞

[危害程度・年代]

- ・危害程度 : 軽傷15人(68%)、中等症6人(27%)、重傷1人(5%)
- ・年代 : 20代、40代がやや多いものの、幅広い年代で起こっている。

[事故の発生時期]

月によって変動はあるが、年間を通して発生している。

[事故の詳細]

使用者 : 本人64%、本人以外(家族など)36%

使用対象 : 靴61%、次いで衣類11%、カバン6%等

使用場所 : 屋外23%、屋内77%

症状 : 呼吸苦、咳など。呼吸器や消化器(気分が悪い、悪心、嘔吐など)、神経(めまいなど)に関する症状が多くみられた。

[事事故事例]

- ・浴室で雨合羽に防水スプレーをかけた。その後飲酒し、数時間後に入浴中、胸痛と呼吸苦と悪寒がおき、しばらく我慢したが症状が治まらなかった。(重症)
- ・自宅玄関先で防水スプレーを靴に散布し、その後咳き込みが出現し、だんだんと苦しくなってきた。家族も咳き込み症状が出て、就寝中に咳き込んで起床し嘔吐した。(軽症)

2 商品の種類と安全対策 (報告書 p.13~)

<防水スプレー等の種類>

防水スプレー等の成分は、撥水性樹脂（主剤）、溶剤、噴射剤である。
撥水性樹脂にはフッ素系とシリコン系があり、両方を含む商品もある。

○撥水性樹脂

	フッ素系	シリコン系
主成分	フッ素樹脂（パーフルオロアルキルアクリレートコポリマーなど）	シリコン樹脂（ポリシロキサン）
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 水や油より表面張力の低いフッ素樹脂で覆うことで、水や油が粒状になり、はじかれる。 吸い込むと肺に悪影響あり 	<ul style="list-style-type: none"> 水となじまないシリコン樹脂で覆うことで、水を弾く。 樹脂自体が油性のため、油をはじく効果はない。 フッ素樹脂ほどではないが、吸い込むと肺に悪影響あり
	<ul style="list-style-type: none"> 撥水効果、撥油効果あり 	<ul style="list-style-type: none"> 撥水効果はあるが、撥油効果は弱い、もしくはほとんどない
	<ul style="list-style-type: none"> 摩擦などの影響で剥離しやすい。 ⇒ 撥水効果の持続性が弱い 生地の変色などの影響は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 剥離しにくい。 ⇒ 撥水効果の持続性がある 生地上で白濁したり、表面が変色する場合がある。

○溶剤

- 石油系溶剤（ノルマルヘキサン、ノルマルヘプタン、ミネラルターペン等）
- アルコール系溶剤（エタノール、イソプロピルアルコール）等

○噴射剤

- 可燃性ガスの LPG、ジメチルエーテルや圧縮ガス(CO₂)等

<市場の動向>

国内の生産量は 1997 年をピークに減少したが、2011 年頃からやや増加し、近年は約 650 万缶である。レジャーや皮革製品等、使用目的の幅が広がっていることが推測される。

<事故防止のための安全対策>

○使用時の注意に関する表示

・商品の表示（46 商品）

項目	記載内容	表示商品数	自主基準※
保護具・マスク着用	使用時にはマスクを着用	4	任意
有害性の告知	スプレー噴霧を吸い込むと有害	44	必須
	吸い込むと嘔吐、呼吸困難、肺障害	12	
	心臓病や呼吸器系疾患のある方は使用しない	25	
作業環境の注意	風通しの良い屋外で使う	41	必須
	車内や浴室などの狭く閉めきった場所や屋内では絶対に使用しない	25	
	屋外で使用し風上から噴射する	15	
その他	人に向けてスプレーしない	35	任意
	顔の近くでスプレーしない	5	
	幼児やペットのいる所では使用しない	28	
	飲食物、食器、小児のおもちゃ、または飲料等に噴霧がかからないように注意	22	

※家庭用エアゾール防水スプレー製品等の安全性向上のための自主基準（一般社団法人日本エアゾール協会）

・事業者のウェブサイト

スプレー本体と同様、特に「スプレーの有害性」「人に向けてスプレーしない」ことを注意喚起している。また動画の掲載もあるが、商品の紹介が多く、安全対策に関するものはほとんどない。

○SDS（安全データシート）（化学物質の危険有害性情報の記載文書）の公開義務付けはないが、一部の事業者は、ウェブサイトで SDS を公開している。

3 業界団体等の取組 (報告書 p.25～)

日本のエアゾール製品の90%以上がエアゾール受託充填業者によって製造されており、それを各販売事業者のブランドで販売している。

<製造事業者団体>

一般社団法人日本エアゾール協会(AIAJ)

- ・会員企業が受託製造している防水スプレー等の商品数は、現在 82 種
- ・事故情報を厚生労働省「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」、化学製品 PL 相談センター「アクティビティノート」から定期的を取得
- ・厚生労働省の「手引」の趣旨に従い、「自主基準」を制定・公開
- ・会員企業の 2019 年 9 月以降の製造品について、「自主基準」を遵守
- ・商品には、販売事業者のお客さま相談窓口等の問い合わせ先が表示されており、要望や意見を受付

<販売事業者>

スリーエムジャパン株式会社

- ・事故情報は、自社問合せ窓口や JPIC から収集、重篤な事故報告なし
- ・SDS 等から環境、人体への影響の少ない原料を選択
毒性専門家や EH&S (環境安全衛生) の専門家が開発過程に関与
- ・AIAJ の「自主基準」の安全確認試験、表示を遵守
- ・継続的な表示の見直し、有害性の低い原料を使用した Sustainable (持続可能) な処方、商品の開発を継続

株式会社コロンプス

- ・事故情報を自社問合せ窓口から収集、重篤な事故報告なし
- ・原料 SDS 等から環境、人体への影響の少ない原料を選択
- ・AIAJ の「自主基準」の安全確認試験、表示を遵守
- ・防水スプレー取扱店舗、売場に使用時の注意喚起 POP を設置
- ・消費者からの問合せの際に必ず「屋外でマスクを着用し、吸い込まないようご使用下さい」と注意喚起

4 法令・規格・基準、取組 (報告書 p.33～)

<法令・規格・基準>

○法令

- ・高圧ガス保安法 適用除外
- ・家庭用品規制法 事業者の責務として、健康被害の防止に努めるべきことを規定 (第 3 条)
- ・製造物責任法 (P L 法) 製造物の欠陥により生じた場合の事業者の損害賠償の責任を規定

○規格・基準等

厚生労働省「家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引」

事業者が防水スプレーの安全確保のための手順マニュアルを作成する際の手引書

<概要> リスクの総合的検討 (製品の設計、販売後、品質保証などにおける留意点)、事件事例、製品の安全性確保のための調査 など

一般社団法人日本エアゾール協会(AIAJ)

「家庭用エアゾール防水スプレー製品等の安全性向上のための自主基準」

国内の防水スプレー等による吸入事故防止のための業界基準

<概要> 対象製品、安全確認試験、表示、製造基準等

安全確認試験

使用時の薬剤の空気中への飛散性を評価

【付着率】スプレー噴霧時の対象製品への付着性を定量的に測定

スプレーをろ紙を貼ったパネルに、規定の距離から一定時間噴霧し、噴霧直後のパネル、スプレー缶の重量から付着率を算出

【噴霧粒子径】スプレー噴霧時の粒子を定量的に測定

スプレーを規定の距離から一定時間噴霧し、10 μ m 以下の微粒子の存在率を測定

<判定基準>

付着率	60%以上(試験測定温度 15℃)、又は 50%以上(試験測定温度 25℃)
噴霧粒子径	粒子径 10 μ m(0.01mm)以下の微粒子の存在率が 0.6%以下

表示

記載	概要	詳細
必須	統一注意表示事項	「注意」、「吸い込むと有害」、「必ず屋外で使用」、ほか（※色・フォントサイズ指定有）
必須	中毒事故発生予防に関する注意表示事項	吸い込んだ際の症状等 事故時の対応（応急措置）等
任意	必要に応じて表示すべき注意事項	個々の製品の注意表示 （使用の方法・量・場所・対象者等）

<行政機関等の取組>

○注意喚起等の内容

事件事例、吸入の危険性、使用上の注意、事故時の対応 など

厚生労働省

調査、事故状況の取りまとめと注意喚起

- ・2014年度に、フッ素樹脂、シリコン樹脂等を含む衣類用スプレー製品に関する実態調査を実施
- ・事故の取りまとめと事故防止パンフレットの作成（2018年度まで）
「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」
パンフレット「家庭用品による健康被害を防ぐために」

国民生活センター

- ・衣類用スプレー、防水スプレーのテストの実施と結果公表
2013年に、フッ素樹脂やシリコン樹脂を含む衣類用スプレーの危険性を指摘
2013年4月「フッ素樹脂、シリコン樹脂等を含む衣類用スプレー製品の安全性－防水効果をうたっていない商品について－」
⇒ 厚生労働省「手引」、AIA「自主基準」が改訂

東京都

- ・防水スプレー使用時の事故や安全対策などの注意喚起
2016年8月「家庭用防水スプレーによる中毒事故に注意!!」

日本中毒情報センター(JPIC)

- ・電話相談「中毒 110 番」
- ・相談の件数・傾向と使用時の安全対策の注意喚起

化学製品 PL 相談センター

- ・製品に関する電話相談
- ・使用時の安全性に関する Q&A をウェブサイトに掲載
- ・月次報告書内で、使用時の注意喚起、警告表示と事故との考察

5 海外情報（報告書 p.55～）

○海外における事故情報、規格・基準、事故防止への取組

- ・米国、英国、仏、シンガポール、韓国、豪州、中国の7か国を対象
シンガポールや豪州では、防水スプレーの使用は一般的ではない。

<事故情報>

- ・具体的な事故情報が確認できたのは、シンガポール・豪州を除く5か国
- ・行政機関等が収集した事件事例は、米国、英国、仏の3か国
- ・中国はニュース記事、韓国は噴霧時に誤って目に入れた事例の1件のみ

<法令・規格・基準>

- ・防水スプレーに関する規格・基準は、フランスと韓国のみ
仏：防水スプレー等のエアゾール製品に公的規制あり
製造事業者は安全データシートの提出が義務
韓国：化学製品安全法に基づく安全確認対象生活化学製品制度
他国では、防水スプレーに特化した禁止条項や安全基準・ガイドラインを設けておらず、業界の自主基準などがあるのみ。

<国、関連団体等の事故防止への取組>

- ・米国、仏のみ確認
米国：州単位で取り組み。ミシガン州ではエアロゾル化した防水製品を使用する際の注意喚起を公表
仏：公的機関や業界団体などが、リーフレットやウェブサイトにてエアゾール製品の吸入による中毒事故への注意喚起を公表

6 アンケート調査結果 (報告書 p.76~)

<使用経験について> (プレ調査アンケート)

東京都に居住する20歳以上の男女 1,757件

- ・防水スプレーを使用した経験がある者は、全体の約6割
- ・使用動機は、「雨や雪などで衣類や靴が濡れるのが嫌だったから」**54.5%**
- ・**最も使用経験の高い対象物は、革靴で63.7%、次いで布靴、傘**
- ・使用しない理由は、「防水スプレーを使用する必要性を感じない」**67.1%**

ポイント

<購入経験について> (以下、本調査アンケート)

「防水スプレーを使用したことがある」と回答した人 1,052件

- ・購入動機は、「持っていた防水スプレーを使い切った」約半数
- ・購入した防水スプレーの種類は「革靴用」が**最多26.4%**
- ・購入場所は、「靴店」が**最多26.4%**
- ・実店舗で防水スプレーを購入が**大多数**、インターネット購入は**9.1%**、
- ・使用上の注意事項を購入時に目にしたことがある**53.5%**、購入店で店員から口頭説明を受けた**10.7%**、説明を受けていない・注意書きを目にしていない**24.0%**

<使用実態について>

- ・注意事項の確認状況は、「全部読んでいる」**9.4%**、「だいたい読んでいる」**45.4%**。
- ・**一方で、注意事項を「ほとんど読んでいない」「まったく読んでいない」20.6%**
- ・注意事項の認知状況は、「必ず屋外で使用する」「吸い込むと有害」「風通しの良い所で使用する」で、**いずれも5割超**。一方で、「マスクをつける」ことの認知率**15.2%**
- ・実際の使用状況は、「屋外で使用する」に「当てはまる」**70.9%**。一方で、「屋内で使用する(換気なし)」に「当てはまる」「やや当てはまる」**19.0%**。「マスクを付ける」に「当てはまる」「やや当てはまる」**48.5%**

ポイント

- ・注意表示について、「表示の色」「記載されている内容」は、**5割~6割**が「わかりやすい」「ややわかりやすい」と肯定的
- ・一方で、「文字の大きさ」「表示全体の大きさ」は、**5割程度**が「わかりにくい」「ややわかりにくい」
- ・自由回答においても、文字のサイズに関する改善要望が**最多**

<「危害」「ヒヤリ・ハット」経験について>

- ・吸入事故の発生を認知した情報源では、「スプレー缶表面の注意表示」が**最多**、次いで「テレビのニュース・番組」
- ・**一方で、「事故が起きていることを知らない」46.4%**
- ・**「危害」「ヒヤリ・ハット」経験は、12.7%**(50代以下の層で経験の割合がやや高い傾向)

ポイント

- ・**経験した場所は、「玄関(室内)」が最多35.1%、屋外(風あり)22.4%**
- ・**自由回答でも、玄関が最多、次いで屋外**

ポイント

- ・経験時の種類は「革靴用」が**最多**、対象物も「革靴」が多い
- ・1本以上使用が13.0~26.0%、3つ以上の対象物に使用が6.7~16.4%
- ・経験時の使用状況は、「霧を吸い込まないように気を付けていた」**50.0%**、次いで「風向きに注意していた」**37.3%**、「マスクをつけていた」**13.4%**
- ・経験の詳細に関する自由回答では、「風・風向き」に関する回答が23件あり、「急に風向きが変わった」「不意に風が吹いた」という回答が複数
- ・**経験の直接的な要因に関する認識は、「室内で使用した」最多、次いで「換気が不十分だった」「マスクをしていなかった」**

ポイント

- ・症状は「咳」**50.0%**と**最多**、次いで「気分が悪くなる・吐き気」**41.4%**
- ・経験時に、商品について、「報告しなかった」**84.3%**
- その理由としては「相談・報告するほどのものではないと思ったから」が報告しなかった者のうち**67.3%**

7 検証実験結果 (報告書 p.121~)

<実験概要>

気流可視化測定により防水スプレーの噴霧粒子の動きについての検証を実施

- ・気流可視化測定と実際の噴霧状態の比較検証 2 商品、
- ・気流可視化測定 4 商品

<気流可視化測定と実際の噴霧状態の比較検証>

- 実際の噴霧粒子の分布を調べるため、以下を実施
 - ・赤外線カメラによる気流可視化測定
 - ・感水試験紙の変色面積の算出
 - ・光学ミラー捕集成分のフーリエ変換赤外分光光度試験(FT-IR) (※)
- (※) 等間隔で設置した光学ミラーにスプレーを噴霧し、噴霧粒子の付着の有無を確認する試験

噴射剤が炭酸ガスの商品での比較結果

	噴霧方向 [m]							
	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4
気流可視化測定	○	○	×	×	×	×	×	×
感水試験紙の変色面積の算出	○	△	×	×	×	×	×	×
光学ミラーの FT-IR	○	×	×	×	×	×	×	×

噴射剤が LPG の商品での比較結果

	噴霧方向 [m]							
	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4
気流可視化測定	○	○	○	○	×	×	×	×
感水試験紙の変色面積の算出	○	○	△	△	×	×	×	×
光学ミラーの FT-IR	○	○	△	×	×	×	×	×

注) 表中の「○」「△」「×」の表示について
 実験で得られたデータをもとに、温度変化や噴霧粒子の存在が確認された度合いが強い順に、「○ (強)」、「△ (弱)」、「× (なし)」で表示

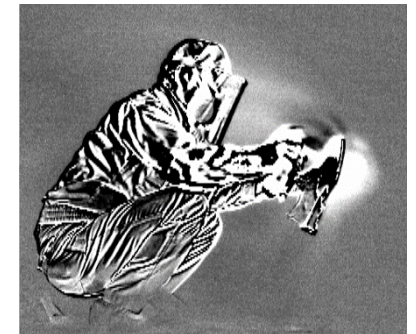
- 評価
 - ・気流可視化測定は、より安全側の評価を行っていると考えられる。

<気流可視化測定>

- 防水スプレーの種類、噴霧対象物、噴霧者の顔と噴霧対象物の距離、風向き、屋内外の条件を変えて気流可視化測定を行った。

対象商品			噴霧対象物		
主剤	噴射剤	検体数	噴霧対象物	内容	材質
フッ素系	炭酸ガス	1	靴	男性用革靴	合成皮革
	LPG	1	傘	布製折り畳み傘	合成繊維
シリコン系	炭酸ガス	1	衣類	女性用コート	合成繊維
	LPG	1			

- 全ての対象商品について気流可視化測定により噴霧粒子の流れを確認
 - ・噴霧粒子の広がりや4商品でほぼ同一の傾向
 - ・主剤シリコン系、噴射剤 LPG の対象商品で噴霧粒子の流れがやや拡大
- 顔と対象物の距離が近いほど、噴霧粒子の流れが顔に近くなる傾向を確認
- ポイント
 - ・追い風で対象物を床または地面に置いた状態で噴霧する場合は、跳ね返りの影響により噴霧者の顔に噴霧粒子が近づく場合あり
 - ポイント
 - ・屋外・向かい風で対象物が衣類の場合は、対象物との距離を確保しても噴霧粒子が顔へ近づく傾向
- 対象物が靴の場合は向かい風で、対象物が衣類の場合は風無しで、噴霧粒子の流れが噴霧者の顔に最も近くなる傾向
 - ・靴を床に置いた場合の噴霧粒子の跳ね返りや、衣類での噴霧粒子の滞留など、対象物形状、設置状態との関係によっては風が噴霧粒子の流れに影響
 - ・対象物が傘の場合、追い風及び向かい風で、風無しより噴霧粒子の流れが顔に近づく場合あり
- 気流が変化しやすい屋外では、屋内と比較して噴霧粒子の流れの乱れが発生
 - ・追い風では屋外の方が噴霧者の顔に噴霧粒子の流れが近づくことを確認
 - ・向かい風で噴霧する場合は屋内外で噴霧粒子の流れの向きの差は未確認



靴、屋内、向かい風の条件での気流可視化測定

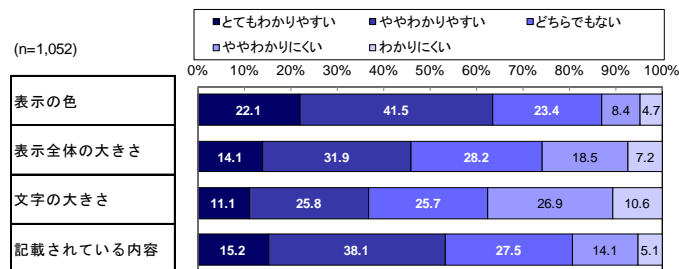
8 現状と課題 (報告書 p.154～)

1 商品の安全性の確保

- 日本では、防水スプレー等は製造事業者によって製造され、販売事業者のブランドで販売されていることから、安全対策には各事業者の連携が必要
- 「自主基準」に基づく商品の安全性をより高めていくための取組の強化や販売事業者独自の安全性への取組を進めることが必要
- 輸入品については、「自主基準」を遵守していない商品が流通している可能性あり
- 安全データシート(SDS)として、事業者からの安全性に係る情報の開示・提供がより積極的に行われれば、消費者の認知向上や注意喚起に繋がることに期待

2 注意表示の表示方法

- アンケート調査では、「商品の安全性の向上」に関する意見が最多、次いで、表示の文字サイズや分かりやすさの改善に関する要望多
- 使用経験者の約半数が商品に記載された注意事項を確認。注意表示に関しては、文字サイズの改善など、表示の見やすさの改善に関する意見が最多
- 安全性を確保する上で、消費者の視点に立った、読みやすい・分かりやすい注意表示の改善の検討が重要



缶表面の注意表示に関する分かりやすさ (単一回答)

3 事故情報の収集及び収集情報の活用

- 使用経験者の約半数が防水スプレー等の吸入事故の発生を知らず。様々な情報媒体の活用で、一層の周知・情報発信の取組の強化が必要
- 現在、関係機関において収集されている危害情報は、危害全体の一部に留まり、「ヒヤリ・ハット」経験の情報はほとんど報告されていない可能性がある。事故等が発生時に使用していた防水スプレー等の商品情報などを含め、より詳細な事故等の状況に関する情報を収集し、その情報を今後の事故等の防止対策の検討に活用することが必要
- 防水スプレー等の事業者は、関係機関との連携の上で、これまで消費者が報告していなかった「ヒヤリ・ハット」経験も含めた情報を収集し、その情報を商品の改善に反映するとともに、周知啓発活動に有効に活用することで、消費者の安全に対する意識を高めることが必要

4 適切な使用環境・使用方法

- 使用対象物は、靴が最多、また使用場所は玄関での使用が最多。そのためアンケートにおいても屋内での使用実態も多く、特に玄関を含めた屋内での使用に対する注意喚起の強化が必要
- 屋外でも「危害」「ヒヤリ・ハット」経験が発生、また、検証実験の結果、屋外であっても、気流の乱れや対象物及びその背面からの噴霧の跳ね返りによって、風向きに関わらず吸入に至るおそれがあることを確認。屋外使用でも、使用対象物との距離を維持しつつ風向きに十分に留意すべきとの注意喚起が必要
- 商品における注意表示として、「使用時にマスクを着用する」との記載を行っている商品は少ない。アンケート調査でも、マスクの着用に関する認知状況や、実際のマスクの着用率が低く、「危害」「ヒヤリ・ハット」経験時にマスクを着用していた者が少ない。
- マスクの着用により噴霧粒子の吸入リスクを低減できると考えられるため、マスクの着用を強く推奨する表示や注意喚起・周知啓発の強化が必要

9 提言 (報告書 p.163～)

<商品の安全対策>

1 自主基準の遵守のための安全確認試験の継続的な実施

(販売事業者、製造事業者、製造事業者団体)

- 安全確認試験の継続的な実施による基準適合状況の確認
- 製造事業者団体の販売事業者・製造事業者に対する支援

2 自主基準に基づく商品の注意表示の改善 (販売事業者)

- 必須記載事項の付帯文言である「マスク着用」表示の記載の徹底
- 任意記載事項の積極的な表示
- 注意事項の表現やレイアウト、特に注意すべき事項の強調方法等を統一

3 消費者の理解を促す注意表示 (販売事業者)

- 表示の制約の大きい小容量の商品などに適正な使用方法や使用時の注意事項の説明書の添付を検討
- 読みやすい・理解しやすいレイアウト、イラストの使用、適切な強調表現等により、抑揚のある注意事項の記載を工夫

4 より安全な商品の開発 (販売事業者)

- 「自主基準」の遵守にとどまらない、より安全で安心な商品の研究開発の実施

5 輸入品等の安全対策 (都など)

- 輸入事業者や AIAJ 非会員企業の製造事業者、販売事業者、流通事業者に対する協議会報告の情報提供や、安全な商品の流通を促す啓発の実施

<消費者の行動に結びつく注意喚起>

1 消費者の安全意識の向上

(販売事業者、製造事業者団体、消費者団体、関係機関、国、都)

- 使用方法によっては危害が発生しうることを、具体的な事象例を挙げるなどして、消費者に分かりやすく、浸透しやすい注意喚起を積極的に実施

2 安全な使用を促す具体的な注意喚起

(販売事業者、製造事業者団体、小売店、使用対象物の小売店、消費者団体、関係機関、国、都)

- 防水スプレー等の使用時における安全確保のため、消費者に対し、具体的な適正な使用方法を周知し、注意喚起を実施

3 消費者への効果的な普及啓発

(販売事業者、製造事業者団体、小売店、使用対象物の小売店、消費者団体、国、都)

- 靴の販売店や、ホームセンターなどの小売店を対象として、販売時に注意喚起を促す依頼を含め、安全性の確保に関する情報提供し、普及啓発を促進
- SNS・ウェブサイトのほか、使用時の注意事項に係る動画など、多様な媒体を複合的に活用することで消費者へのアプローチを強化

4 安全性に係る情報の開示・提供 (販売事業者)

- 防水スプレー等の SDS の作成及び開示・提供の積極的な取組の推進

<事故情報の収集と分析、共有>

1 事故情報の収集体制の整備と事故情報の活用 (販売事業者)

- 事故情報の収集体制の整備、安全対策推進への事故情報の分析と活用
- 販売事業者による事故情報の継続的な収集と対策・改善等の効果の定期的な検証

2 事故情報の収集と情報共有への協力 (関係機関、国、都)

- 関係主体が収集した事故情報を集約し、事故の未然・拡大防止に有効に活用できるように、販売事業者によるネットワーク整備を検討及び連携・協力